

国民年金からのお知らせ ～こんなときは届出をしましょう～



こんなときは届出が必要です。それぞれの場合をよく読んで、必要な書類をあらかじめ届出先に問い合わせしてから届出をしましょう。

現在 学生・自営業など (第1号被保険者)

こんなとき	変更後の被保険者の種別	届出先
会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤め先
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤め先

現在 会社員・公務員など (第2号被保険者)

こんなとき	変更後の被保険者の種別	届出先
退職した	第1号被保険者	市町村
退職し、すぐに就職した	第2号被保険者	新しい勤め先
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤め先

現在 会社員・公務員などに 扶養されている配偶者 (第3号被保険者)

こんなとき	変更後の被保険者の種別	届出先
年収が130万円以上になった	第1号被保険者	市町村
配偶者が自営業など(第1号被保険者)になった	第1号被保険者	市町村
会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤め先

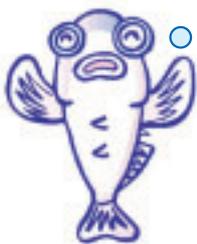
◎第3号被保険者の届出忘れによる未納期間の証人は2年前の分まででしたが、平成17年4月からすべて承認され老齢基礎年金額に反映されます。詳しくはお問い合わせください。



大曲社会保険事務所 ☎0187(63)2294、2295
役場(千畑庁舎)住民生活課 ☎戸籍年金班 0187(84)4903(内線2145)



合併浄化槽の水質検査は必ず受けましょう



ハリーちゃんです。
今回は合併浄化槽の水質検査についてご説明します。
「浄化槽の水質検査は必ず受けなければいけないの？」とお思いの方がいると思います。

浄化槽から水が流れ込む河川などの水質保全のため、水質検査は法律で義務付けられているので、必ず受けなければいけません。



- 1
- 2
- 3
- 4



現在、補助金の申請を受け付けていますので忘れずに申請しましょう。
対象者・対象区域など、詳しいことは1月号お知らせ版・ホームページを見てね。

町では法定検査にかかった費用金額(5千円)を補助しています。これは美郷町独自の制度です。



★水道・下水道加入推進中★



役場(仙南庁舎)建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910(内線3227)

